

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
令和元年12月4日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1900127号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1900029号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年12月31日から昭和64年1月1日まで

私のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が昭和63年12月31日とされているが、私は、臨時職員のC職として同事業所に同日まで勤務していたので、昭和64年1月1日を厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者のB事業所における離職年月日は、昭和63年12月31日と記録されているところ、同事業所は、保有する「職員録」及び「社会保険被保険者台帳」から、請求者の退職年月日は昭和63年12月30日である旨回答している上、同事業所の総務担当者は、請求者の退職年月日と雇用保険の離職年月日が相違していることについて、請求期間当時の資料が無く、不明であるものの、上記職員録は人事管理における基本となる書類であり、人事記録として信頼できるものである旨陳述している。

また、B事業所が保有する「職員録」において、請求者の退職年月日と同様に昭和63年12月30日と記載されている同僚1人のオンライン記録によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同月31日となっており、退職年月日が昭和63年12月31日と記載されている同僚3人のオンライン記録によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和64年1月1日となっていることから、請求者を含む5人全員の職員録に記載されている退職年月日とオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、符合していることが確認できる。

さらに、オンライン記録においてB事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が、請求者と同日である者1人、請求者の翌日である者3人及び請求期間の前後6か月以内で月の末日である者2人の合計6人のうち、所在が確認できる5人に照会を行ったところ、2人から回答があったものの、請求者の請求期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、B事業所は、保存期限経過のため、請求者に係る請求期間の賃金台帳等の資料は保有しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料を控除したかは不明である旨回答していることから、請求者の請求期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。